様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　　2025　年　6　月　5　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃねくすとふぃーるど  一般事業主の氏名又は名称　株式会社ネクストフィールド  （ふりがな） なかがわ　くんじ  （法人の場合）代表者の氏名 　中川　勲治  住所　〒150-0002  東京都渋谷区渋谷2丁目12-4ネクストサイト渋谷ビル4F  法人番号　　7011001146717  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ネクストフィールド社のDXの取り組み2025 | | 公表日 | 2025年　　5月　　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ・公表方法：当社ホームページにて公表  ・公表場所：会社概要ページ(https://nxtfield.co.jp/about/）最下部の「DXの取り組み」欄　「DXの取り組み」PDFファイル  （PDFファイルURL）https://nxtfield.co.jp/cms/wp-content/uploads/2025/05/ネクストフィールド社のDXの取り組み2025.pdf  ・「DXの取り組み」の該当箇所：P2  ※当社ホームページTOPページ(https://nxtfield.co.jp/)右上部のメニューバーから「会社情報」を選択し会社概要ページ(https://nxtfield.co.jp/about/)へ遷移 | | 記載内容抜粋 | 当社は、「DXの力で建設業界すべての人達に、最高の場を提供する」ことを目指します。  自身も「常に前例のないものにチャレンジし、自らを変革」し、デジタル技術の活用を推進することによって、お客様に「デジタル技術との共創による組織や人の変革」をもたらします。  お客様へのDX技術（サービス）の提供にとどまらず、利用する組織や人、建設会社そのものの変革に寄り添い、伴走しながら課題を解決します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された公開文書 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ネクストフィールド社のDXの取り組み2025 | | 公表日 | 2025年　　5月　　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ・公表方法：当社ホームページにて公表  ・公表場所：会社概要ページ(https://nxtfield.co.jp/about/）最下部の「DXの取り組み」欄　「DXの取り組み」PDFファイル  （PDFファイルURL）https://nxtfield.co.jp/cms/wp-content/uploads/2025/05/ネクストフィールド社のDXの取り組み2025.pdf  ・「DXの取り組み」の該当箇所：P4  ※会社概要ページ(https://nxtfield.co.jp/about/)への遷移方法は（1）記載のとおり | | 記載内容抜粋 | 当社は、自らが先行的に環境を整備することで、社会のカルチャーを変革していきます。そのため、まずは当社の取引を全てオンライン対応させ、また全ての業務を遠隔で実施可能とする環境と制度を整備します。  またデータを共同利用できる顧客の共創グループの形成や、地域全体を巻き込んだ取組みを進めることで、横断的なデータ活用を推進していきます。  申込みから請求までの社内システムをデータ連携させ、お客様との取引を全てオンライン化することで郵送やチェックの手間をはぶき業務の効率化につなげる。  最新情報をクラウド上でデータ管理・蓄積することで、場所を選ばずスピード感のある顧客対応や、品質の高い高度なサポートを可能とし、お客様に手厚いIT業務のサポートサービスを安価に提供する。  サービス提供によって得られる映像データや測量データを蓄積しAI分析することで、危険行動や購買傾向などの予測や、外部環境がもたらす工事への影響予測などの付加価値の高いサービス提供につなげる。  複数の顧客データをPF上に流通させることで、特定の顧客へのサービス提供ではなく、業界全体で利用できる利便性の高いサービス提供につなげる。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された公開文書 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ・公表方法：当社ホームページにて公表  ・公表場所：会社概要ページ(https://nxtfield.co.jp/about/）最下部の「DXの取り組み」欄　「DXの取り組み」PDFファイル  （PDFファイルURL）https://nxtfield.co.jp/cms/wp-content/uploads/2025/05/ネクストフィールド社のDXの取り組み2025.pdf  ・「DXの取り組み」の該当箇所：P5  ※会社概要ページ(https://nxtfield.co.jp/about/)への遷移方法は（1）記載のとおり | | 記載内容抜粋 | 当社は、代表取締役副社長を「DX推進の統括」として役員および各部推進者で構成する全社横断的な体制でDXの推進を強化してまいります。  ※同頁で体制図も提示  また、技術分野毎にレベル別の人材像が保有すべき社外資格・取得目標を独自に定め、会社による資格取得支援の制度を設けることで社員のレベル向上のための環境を整えDX人材の育成に取組んでいます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ・公表方法：当社ホームページにて公表  ・公表場所：会社概要ページ(https://nxtfield.co.jp/about/）最下部の「DXの取り組み」欄　「DXの取り組み」PDFファイル  （PDFファイルURL）https://nxtfield.co.jp/cms/wp-content/uploads/2025/05/ネクストフィールド社のDXの取り組み2025.pdf  ・「DXの取り組み」の該当箇所：P5  ※会社概要ページ(https://nxtfield.co.jp/about/)への遷移方法は（1）記載のとおり | | 記載内容抜粋 | 当社は、全社横断の業務改善発表会の定期開催や、全社員のコミュニケーションにおけるDXツールの活用などにより、組織の壁を越えた連携を推進することで、自らを変革する企業文化を醸成します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ネクストフィールド社のDXの取り組み2025 | | 公表日 | 2025年　　5月　　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ・公表方法：当社ホームページにて公表  ・公表場所：会社概要ページ(https://nxtfield.co.jp/about/）最下部の「DXの取り組み」欄　「DXの取り組み」PDFファイル  （PDFファイルURL）https://nxtfield.co.jp/cms/wp-content/uploads/2025/05/ネクストフィールド社のDXの取り組み2025.pdf  ・「DXの取り組み」の該当箇所：P6  ※会社概要ページ(https://nxtfield.co.jp/about/)への遷移方法は（1）記載のとおり | | 記載内容抜粋 | FY2028目標  ・サービス導入現場数　5.0倍（対2024）  ・サービス提供生産性　2.0倍（同上）  ・DX人材投資額（人件費等）2.0倍（同上）  ・リモートワーク実施率　100％  ・その他  　当社は、最新かつ最適なデジタル技術を活用した「データドリブン経営」の体制、仕組みを構築し新たな付加価値を創出してまいります。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　　5月　　30日 | | 発信方法 | ・公表方法：当社ホームページにて公表  ・公表場所：会社概要ページ(https://nxtfield.co.jp/about/）最下部の「DXの取り組み」欄　「DXの取り組み」PDFファイル  （PDFファイルURL）https://nxtfield.co.jp/cms/wp-content/uploads/2025/05/ネクストフィールド社のDXの取り組み2025.pdf  ・「DXの取り組み」の該当箇所：P3  ※会社概要ページ(https://nxtfield.co.jp/about/)への遷移方法は（1）記載のとおり | | 発信内容 | デジタルネイティブ世代が社会で働くようになり、これからはDXが「特別なもの」ではなく「当たり前のもの」になり、デジタルの活用によるビジネスの変革と競争優位性の確保を、自発的かつ自然に行うことが企業にとって必要だと考えます。  当社では、デバイス1台あれば場所を選ばず全ての業務を完結することができる環境を整備しており、このような環境の中、デジタル思考を習慣化することで自身の変革につなげています。  ネクストフィールドはDXネイティブの企業として、社員全員がテクノロジーのあらゆる可能性を追求し、自ら常に変革し続ける企業にしていきます。  代表取締役副社長　渡邉 文隆 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年3月～継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトに登録済み |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年3月～継続実施中 | | 実施内容 | 当社ホームページへ情報セキュリティ基本方針を公表（2023.3.10）するとともにSECURITY ACTION制度の二つ星自己宣言も行っております。  　また、情報セキュリティ基本規程の策定やセキュリティ確保に必要な管理手法やルールを定め、定期的な点検の実施等を行うことで、組織的な個人情報保護、事業情報の保護、サイバー攻撃への対応等に努めております。  ・公表方法：当社ホームページにて公表  ・公表場所：会社概要ページ(https://nxtfield.co.jp/about/）最下部の「DXの取り組み」欄　「DXの取り組み」PDFファイル  （PDFファイルURL）https://nxtfield.co.jp/cms/wp-content/uploads/2025/05/ネクストフィールド社のDXの取り組み2025.pdf  ・「DXの取り組み」の該当箇所：P7  ※情報セキュリティ基本方針は、当社ホームページTOPページ(https://nxtfield.co.jp/)最下部の「個人情報取扱い・情報セキュリティ基本方針」(https://nxtfield.co.jp/privacy/)にて公表  ※会社概要ページ(https://nxtfield.co.jp/about/)への遷移方法は（1）記載のとおり |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。